

料金表  
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、a u国際通話に関する料金又は国際SMS送信（別表1（オプション機能）3欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(5Gデータ定額の取扱い)

- 6 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
データMAX定額	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）に定めるデータ通信料の取扱い
ピタット定額	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（4）に定めるデータ通信料の取扱い
5Gデータ定額の取扱い	データMAX定額、ピタット定額

(基本使用料等の日割り)

- 7 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第8号については、第57条（基本使

用料等の支払義務)第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。)に応じて日割りします。

ただし、第57条第1項第2号に該当する場合の同号に定める基本使用料等については、この限りではありません

- (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額(第2(通話料)1(適用)(9)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い	
データMAX定額	

(6) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プラン	データMAX定額、ピタット定額

(7) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。

(8) 第57条第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(9) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

8 前項(第9号を除きます。)の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第57条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

9 第7項第9号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

9の2 当社所定の方法により、povo2.0契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月(以下この項において「番号移行月」といいます。)の5G契約に係る月額で定める料金(基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。)について、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。この場合において、計算結果に1円未満の端数が生じた場合の取扱いは、この約款に定めるところによりします。

起算開始日	番号移行月の初日(その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。)
起算終了日	番号移行のあった日の前日(特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。)

(端数処理)

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

11~17 -

(ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求)

18 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、そのLTE契約者回線に係るナンバーシェア主回線に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

(料金等の支払い)

19 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

21 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(少額料金の翌月払い)

22 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(前受金)

23 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

24 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
- (2) au国際通話に関する料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

- 25 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 26 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(料金等の請求)

- 27 au(5G)通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

第1表 au (5G) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第57条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用							
(1) 5Gサービスの種類等	ア 5Gサービスには、次の種類があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Gデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>5Gシングル</td> <td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	5Gデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの	5Gシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの
	種類	内容					
	5Gデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの					
	5Gシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの					
	イ 当社は、次表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄の5Gサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その5G契約者から接続の請求があった端末設備に対応する5Gサービスを提供するものとしします。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>5G契約の種類別</th> <th>5Gサービスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般5G契約</td> <td>5Gデュアル、5Gシングル</td> </tr> <tr> <td>定期5G契約</td> <td>5Gデュアル、5Gシングル</td> </tr> </tbody> </table>	5G契約の種類別	5Gサービスの種類	一般5G契約	5Gデュアル、5Gシングル	定期5G契約	5Gデュアル、5Gシングル	
5G契約の種類別	5Gサービスの種類						
一般5G契約	5Gデュアル、5Gシングル						
定期5G契約	5Gデュアル、5Gシングル						
ウ 5G契約者は、5Gサービスの種類の変更の請求をすることはできません。 ただし、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。							
エ ウのただし書きに該当する請求があったときは、当社は、5Gサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後の5Gサービスの種類による料金を適用します。							
オ ローミングには、5Gサービスと同一の種類があります。							
カ 5G契約者は、5Gサービスの再利用の請求を行う場合、その5Gサービスの一時休止を行った時点で提供を受けていたものと異なる種類の5Gサービスの提供を受けることはできません。 ただし、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。							
(2) 5Gサービスの利用月数	5Gサービスの利用月数は、その5Gサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前の5G契約により提供を受けていた5Gサービスに係る利用開始月からその契約変更の日を含む料金月の前料金月までの月数を、契約移行があった場合は、契約移行を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約移行の日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。						

(3) 5Gサービスの基本使用料の料金種別の選択等

ア 5Gサービスの基本使用料には、次の料金種別があります。  
 (ア) 5Gデュアルに係るもの

基本使用料の料金種別	
標準プラン2	
標準プラン	

(イ) 5Gシングルに係るもの

基本使用料の料金種別	
タブレットプランライト 5G	
ホームルータープラン 5G	
モバイルルータープラン 5G	
ルーターフラットプラン80 (5G)	

イ 5G契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ 5G契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。

ただし、ホームルータープラン 5Gの適用を受けている契約者回線の契約者は、端末設備の変更を伴わない料金種別の変更の請求をすることはできません。

エ ホームルータープラン 5Gの選択は、端末の購入を伴う場合に限りです。

オ 5Gサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が別に定めるところによります。

カ エまでの規定によるほか、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更については、それぞれ同表の右欄に定める取扱いの適用の申込みと同時に行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、請求することができます。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プラン2	データMAX定額2
標準プラン	データMAX定額1 (第3 (データ通信料) 1 (適用) (3)に定めるものをいいます。以下同じとします。)、ピタット定額

キ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ただし、その請求が、端末設備の変更 (当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。)に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ク ホームルータープラン 5Gの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった契約者の住所に限り利用することができます。

	<p>ケ 当社は、クの規定に反してその端末設備を移動したことを当社が確認したときは、その契約者回線について、a u（5 G）通信サービスの利用を停止します。この場合、当社はあらかじめ5 G契約者にそのことをSMS又は電話により通知します。</p> <p>コ ケの規定によりa u（5 G）通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、当社はその5 G契約を解除することがあります。この場合、当社はあらかじめ5 G契約者にそのことを通知します。</p> <p>サ ケ及びコの規定にかかわらず、当社は、緊急やむを得ない場合は、事前の通知なしにa u（5 G）通信サービスの利用の停止又は5 G契約の解除を行うことがあります。</p> <p>シ 当社は、クからコの取扱いを行うにあたり、ホームルータープラン 5 Gの適用を受けている契約者回線に接続された端末設備の所在する位置に関する情報（その端末設備が接続されている基地局設備に係る情報又はその端末設備から取得したGPS衛星から受信した信号等の情報に基づき、当社が計算したものをいいます。）を取得します。</p> <p>位置に関する情報の取得に同意しない場合、当社は、そのホームルータープラン 5 Gの申込みを承諾しません。</p>								
<p>(4) 2年定期5 G契約に係る基本使用料の取扱い (2年契約N)</p>	<p>ア 2年定期5 G契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)のア又は2-1-2の(2)のアに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 2年定期5 G契約に係る基本使用料の適用は、2年定期5 G契約に係る5 Gサービスの提供を開始した日（一般5 G契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日とします。）からとします。</p> <p>ウ 2年定期5 G契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="478 1310 1452 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1310 965 1400">区分</th> <th data-bbox="965 1310 1452 1400">2年定期5 G契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1400 965 1523">1 2又は3以外により2年定期5 G契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="965 1400 1452 1523">その契約解除日の前日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1523 965 1691">2 一般5 G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。</td> <td data-bbox="965 1523 1452 1691">その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1691 965 2016">3 一般5 G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その申出と同時に、この約款又はLTE約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。）。</td> <td data-bbox="965 1691 1452 2016">その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	2年定期5 G契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により2年定期5 G契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般5 G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。	その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般5 G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その申出と同時に、この約款又はLTE約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。）。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。
区分	2年定期5 G契約に係る基本使用料の適用								
1 2又は3以外により2年定期5 G契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。								
2 一般5 G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。	その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般5 G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その申出と同時に、この約款又はLTE約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。）。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5 G契約に係る基本使用料を適用します。								

	<p>エ 2年定期5G契約への契約移行（一般LTE契約又は第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）からのものに限ります。）があった場合、その契約移行日を含む料金月の初日から契約移行後の2年定期5G契約に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約移行を行う前のLTE契約の契約種別をそれぞれ第2種定期LTE契約（タイプIに限ります。）又は第7種定期LTE契約として、そのLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p>														
<p>(5) 障がい者等に係る基本使用料の適用 （スマイルハート割引）</p>	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>② 知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> </div> <p>(イ) 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本使用料の料金種別</td> <td colspan="2">料金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税抜額(税込額)</td> </tr> <tr> <td>標準プラン2</td> <td colspan="2">780円(858円)</td> </tr> <tr> <td>標準プラン</td> <td colspan="2">780円(858円)</td> </tr> </table> <p>イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線（その契約者が、アの(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。）であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 定期5G契約に係るもの。</p> <p>(イ) (7)の適用を受けているもの。</p>			1契約ごとに月額	基本使用料の料金種別	料金額		税抜額(税込額)		標準プラン2	780円(858円)		標準プラン	780円(858円)	
		1契約ごとに月額													
基本使用料の料金種別	料金額														
	税抜額(税込額)														
標準プラン2	780円(858円)														
標準プラン	780円(858円)														

- (ウ) 第2(通話料)1(適用)(17)の適用を受けているもの。
- ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。
- エ 当社は、ウの申出があったときは、当社又はKDDI株式会社との間で締結している他の携帯電話サービスに係る契約(その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。)について、本割引又はau約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けている場合を除き、これを承諾します。
- オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。
- ただし、その申出が、5Gシングルからの5Gサービスの種類の変更又はLTE契約(LTEシングルに係るものに限ります。)からの契約移行と同時に行われた場合は、5Gサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。
- カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。
- (ア) 障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。
- (イ) 自己以外の者に不正に利用させないこと。
- (ウ) その他本割引に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。
- キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。
- (ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) 5G契約の解除があったとき。
- (エ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。
- (オ) エの規定に適合しないことが判明したとき。
- (カ) その契約者がカの規定に違反したとき。
- ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の区分2又は区分3の規定により本割引の適用を廃止した後、区分1又は区分2に該当する場合が生じたときは、区分1の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金

		月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。											
	2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき(2年定期5G契約への契約変更又は第7種定期LTE契約への契約移行に係るものを除きます。)	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。											
	3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。	その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。											
	備考 区分2のうち、第57条(基本使用料等の支払義務)第1項第2号に該当するときは、5G契約の解除があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の対象とします。												
(6) 国内通話定額の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用	国内通話定額の適用を受けている場合、2-1-1に規定する料金額((5)の適用を受けている場合は、(5)に定める料金額とします。)に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。	1 契約ごとに月額											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話定額ライトの適用を受けている場合</td> <td>700円 (770円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額の適用を受けている場合</td> <td>1,700円 (1,870円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額ライト2の適用を受けている場合</td> <td>800円 (880円)</td> </tr> <tr> <td>通話定額2の適用を受けている場合</td> <td>1,800円 (1,980円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	税抜額(税込額)	通話定額ライトの適用を受けている場合	700円 (770円)	通話定額の適用を受けている場合	1,700円 (1,870円)	通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円 (880円)	通話定額2の適用を受けている場合	1,800円 (1,980円)	
区分	料金額												
	税抜額(税込額)												
通話定額ライトの適用を受けている場合	700円 (770円)												
通話定額の適用を受けている場合	1,700円 (1,870円)												
通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円 (880円)												
通話定額2の適用を受けている場合	1,800円 (1,980円)												
(7) 契約者を単位とする基本使用料割引Iの適用 (グループディスカウント)	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群((ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は第2(通話料)1(適用)(13)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引選択回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割引選択回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(7)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引額</p>	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(7)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線										
割引選択回線													
本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(7)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線													

1 契約ごとに	
その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数（第2（通話料）1（適用）（13）に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。）	割引額
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額
（ウ） 基本使用料の料金種別	
基本使用料の料金種別	
標準プラン2、標準プラン	
<p>イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>（ア） 定期5G契約に係るもの</p> <p>（イ） （5）の適用を受けているもの</p> <p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） 指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数に2以上でないとき。</p> <p>（イ） その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（ウ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>エ） その申出のあった契約者回線が、第2（通話料）1（適用）（17）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>（オ） 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p>	

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。）から開始します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行によるものを除きます。）後、本割引、第2（通話料）1（適用）(13)若しくは(17)の適用の申込み（LTE約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月

	<p>の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
<p>(8) 契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下この欄において「5Gオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求がLTE契約（そのLTE契約者回線について、請求のあった5Gオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのLTEオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、その5Gオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <div data-bbox="480 1563 1450 1686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>割込通話機能、5G NET機能、5G NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能</p> </div> <p>イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後のLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていた5Gオプション機能に相当するLTEオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のその5Gオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のLTE約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ウ LTE契約との契約移行（第2種LTEデュアルに係るものに</p>

	<p>限ります。)があった場合、ア又はイの取扱いにおいて、アの表に定めるオプション機能に割込通話機能を含めないものとします。</p>						
<p>(9) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、ナンバーシェア主回線に接続されている移動無線装置が海外利用地域に在圏している場合であって、その契約者回線又はその契約者回線に係るナンバーシェア副回線への通話があったときは、その着信に应答した契約者回線又はLTE契約者回線にかかわらず、ナンバーシェア主回線について着信通話利用があったものとして、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する海外利用地域に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>ウ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p>						
<p>(10) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用 （世界データ定額）</p>	<p>ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間（利用日数に24を乗じた時間をいいます。）が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用（別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: center;">1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき</p> <table border="1" data-bbox="480 1518 1450 1648"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定額料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td> <td style="text-align: center;">980円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 利用開始の予約登録を行った場合</td> <td style="text-align: center;">690円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（5Gサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。）であって、第3（データ通信料）1（適用）(10)に定めるデータ</p>	区分	定額料	(ア) (イ)以外の場合	980円	(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	690円
区分	定額料						
(ア) (イ)以外の場合	980円						
(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	690円						

	<p>通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。)に限り、適用を受けることができます。</p> <p>エ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。</p> <p>利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="478 526 1452 694"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td> <td>1日から8日までの各日数</td> </tr> <tr> <td>(イ) 利用開始の予約登録を行う場合</td> <td>1日から30日までの各日数</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。</p> <p>(ア) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。</p> <p>(イ) 海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。</p> <p>カ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>キ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	利用日数	(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数	(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数				
区分	利用日数										
(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数										
(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数										
<p>(11) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用 (海外ダブル定額)</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外定額対象利用（(10)の適用を受けるものを除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において「本料金」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに日額</p> <table border="1" data-bbox="478 1523 1452 2027"> <thead> <tr> <th>2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上1,980円以下の場合</td> <td>2（料金額）に規定する料金額により算定した額</td> </tr> <tr> <td>1,981円以上40,000円以下の場合</td> <td>1,980円</td> </tr> <tr> <td>40,001円以上41,000円以下の場合</td> <td>2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>41,001円以上の場合</td> <td>2,980円</td> </tr> </tbody> </table>	2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額	0円以上1,980円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額	1,981円以上40,000円以下の場合	1,980円	40,001円以上41,000円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額	41,001円以上の場合	2,980円
2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額										
0円以上1,980円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額										
1,981円以上40,000円以下の場合	1,980円										
40,001円以上41,000円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額										
41,001円以上の場合	2,980円										

	備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。 イ 海外ローミング機能2段階定額制は、5Gサービスの契約者回線に限り、適用します。						
(12) 削除	削除						
(13) 削除	削除						
(14) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第57条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるもの）に限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="478 1317 1449 1653"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第57条（基本使用料等の支払義務）第2項の規定中、「au（5G）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）						
(15) 保留転送機能に係るオプション機能	ア 別表1（オプション機能）に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第57条（基本使用料等の支払						

<p>ション機能使用料の適用</p>	<p>義務) 第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日)に5G契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します</p> <p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>						
<p>(16) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID(別表1(オプション機能)12欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者(そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>						
<p>(17) 5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>5Gシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン80(5G)のものに限ります。)の契約者は、5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>						
<p>(18) 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用(電話きほんパック、電話きほんパック(V))</p>	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者回線について、(ア)に定めるオプション機能(以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に(イ)に定める割引率を乗じて得た額の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 特定オプション機能</p> <table border="1" data-bbox="480 1899 1449 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1899 667 1937">区分</th> <th data-bbox="667 1899 1449 1937">オプション機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1937 667 1975">タイプⅢ</td> <td data-bbox="667 1937 1449 1975">留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1975 667 2020">タイプⅣ</td> <td data-bbox="667 1975 1449 2020">留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷</td> </tr> </tbody> </table>	区分	オプション機能	タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能	タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷
区分	オプション機能						
タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能						
タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷						

	惑電話拒否機能		
	(イ) 割引率		
区分	割引率		
	料金額		
	税抜額(税込額)		
タイプⅢ	2 (料金額) に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額 (以下この(18)において「特定オプション料合計額」といいます。) からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値		
タイプⅣ	300 円 (330 円)		
	400 円 (440 円)		
	<p>イ その5G契約が、契約移行により締結されたものである場合 (契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。) であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、契約移行前のLTE契約者回線について、当社のLTE約款に定める本割引に相当する割引に係る特定オプション機能 (以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。) の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能 (LTEオプション機能に相当するものに限ります。) の提供があったものとして取扱います。</p> <p>この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのLTEオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 契約移行があった場合であって、契約移行後のLTE契約者回線について、LTE約款に定める本割引に相当する割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のLTE約款の規定 (アからエに相当するものをいいます。) に定めるところによります。</p>		
(18) の 2 国内通話定額 2 の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 国内通話定額 2 の適用を受けている場合、その料金月の次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="478 1691 1452 1825"> <tr> <th>オプション機能</th> </tr> <tr> <td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能</td> </tr> </table> <p>イ アに定める場合のほか、国内通話定額 2 の適用の申出があり、その申出があった日を含む料金月の翌料金月からその国内通話定額 2 を適用した場合 (その申出があった日を含む料金月に、アの表のいずれかのオプション機能の提供の請求があった場合に限り) ます。)、申出があった日を含む料金月について、アの表に定める</p>	オプション機能	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能
オプション機能			
留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能			

	<p>オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 契約移行があった場合（その契約移行のあった日を含む料金月（以下この欄において「契約移行月」といいます。）において、国内通話定額2の適用を受けている場合に限り）、契約移行月の対象オプション機能（当社のLTE約款に定めるオプション機能（アの表に定めるものに相当するものに限り）をいいます。）のオプション機能使用料についても支払いを要しません。</p>		
<p>(18) の 3 WiMAX 利用機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定するWiMAX利用機能（タイプⅡに限り）の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同17欄に規定するプラスエリアモードを選択してデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において、2（料金額）に規定するプラスエリアモードの利用に係る加算額（以下「プラスエリアモード加算額」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。</p> <p>ウ 契約者は、アの規定にかかわらず、ホームルータープラン 5Gの適用を受けている期間については、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <p>エ 契約者は、ホームルータープラン 5Gとの間の料金種別の変更のあった日を含む料金月において、その契約者回線について特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線又は固定代替回線として指定されている場合、その料金月のプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <p>オ 契約者は、契約移行のあった日を含む料金月において、LTE約款に定める、プラスエリアモード加算額の支払いを要する場合又は次表の取扱いを受ける場合若しくはその取扱いに係る判定用回線として指定されていた場合、アの規定にかかわらず、その料金月のプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 1435 1450 1648"> <tr> <td data-bbox="480 1435 1450 1480" style="text-align: center;">取扱い</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1480 1450 1648">固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用、特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引</td> </tr> </table>	取扱い	固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用、特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
取扱い			
固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用、特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引			
<p>(19) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）</p>	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）及び1又は2の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限り）に係る基本使用料等（この約款の規定により支</p>		

払いを要することとされる a u (5G) 通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（a u 国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）(10)に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及び a u スマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄及び(20)において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。

(ア) その料金月の末日において、データMAX定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)

(イ) その料金月の末日において、ピタット定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 500 円(税込額 550 円)

備考 第3（データ通信料）1（適用）(4)の規定により同(4)区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

イ 本割引に係る割引対象回線とは、本割引若しくは次表の左欄に定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回線をいいます

取扱い	名称
5G約款又はLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引	スマートバリュー
この約款、5G約款又はLTE約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引	家族割プラス
LTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用	ルーター割引
LTE約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	据置ルーター割引
この約款若しくは5G約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はLTE約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用	固定代替割引
UQmⅡ約款に定める自宅セット割	自宅セット割

備考

- 1 以下この(19)から(20)において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。
- 2 その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。以下同じとします。
- 3 上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合は「OCT」を、KDDI株式会社が提供するもののみを示す場合は「KDDI」を、それぞれの名称の前に付加したものに読み替えます。以下同じとします。

ウ 本割引に係る判定用回線とは、力の規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）がその登録を完了したものに限り、をいいます。）をいいます。

種類	判定用固定サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限り、をいいます。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含みます。）のうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限り、をいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）
タイプⅢ	この約款若しくは5G約款に定める5Gシングル又はLTE約款に定めるLTEシングル
タイプⅣ	UQC約款に定めるWiMAX+5Gサービス（特定MNOのMVNOが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号に定めるものをいいます。）以外のもの

エ 本割引は、5Gサービスの契約者回線であって、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限り、選択することができます。

オ 割引選択回線群は、1又は2の判定用回線につき1とします。

カ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

キ 当社は、UQmⅡ契約（UQmⅡ約款に定める自宅セット割グループに所属している電気通信回線に係るものに限り、をいいます。）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線につ

いて、その自宅セット割グループに係るものと同じの判定用回線又は固定代替回線（ナに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）を指定して、力の申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。

ただし、自宅セット割（でんきコース）の適用を受けている又は適用を受けていたUQmⅡ契約からの番号移行であって、番号移行前に当社が所定の登録を完了していないものについては、この限りではありません。

ク 当社は、力の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービス（LTEシングルに限ります。）に係るものに限ります。）について、据置ルーター割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾していないとき。

(イ) 指定した判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用固定サービスに係るものに限ります。）について、固定ルータープラン（判定用固定事業者の契約約款等に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）の適用を受けていないとき。

(ウ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。

(エ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満50歳以上の者に限ります。）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(キ) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属しているとき。

(ク) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ケ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- コ 本割引の適用の開始は、力の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
 ただし、その申出が、LTE契約（そのLTE契約者回線について、OCTスマートバリューの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。
- サ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。  
 (ア) その契約者回線について、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けていないとき。  
 (イ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていないとき。  
 (ウ) その契約者回線について、(21)の適用を受けているとき。
- シ サの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月から起算して6料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、6料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。
- ス コのただし書きに定める場合に該当するときは、サ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「LTE契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、読み替えて適用します。
- セ コのただし書きに定める場合に該当するときは（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのLTE契約者回線に係る基本使用料等（OCTスマートバリューの適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。
- ソ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。  
 (ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。  
 ① 5Gサービス利用権の譲渡があったとき（5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。  
 ② 契約者の地位の承継があったとき。  
 ③ 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。  
 ④ 5G契約の解除があったとき。  
 (イ) 判定用回線（タイプI又はタイプIIの判定用固定サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。  
 ① 判定用固定サービス（タイプIであって、その電話サービスがKDDI株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約

款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。

③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（二又は又の規定に基づき、判定用回線に代わり、固定代替回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) 判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用固定サービスに係るものに限ります。）又は固定代替回線について、当社、KDDI株式会社又は判定用固定事業者の契約約款等に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。

① 判定用回線について、固定ルータープラン以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

② 固定代替回線について、固定代替ルータープラン（当社又はKDDI株式会社のau約款に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）以外への料金種別の変更又は選択があったとき。

③ サービスの利用権の譲渡があったとき（サービスの利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

④ タイプⅢの判定用固定サービスに係る契約者の地位の承継があったとき。

⑤ サービスの利用の一時休止があったとき。

⑥ 契約の解除があったとき。

(エ) その他クのいずれかに該当することとなったとき。

タ 判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを固定代替回線が所属

する割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者に通知することがあります。

チ タに定める通知を受けた場合又は固定代替回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者は、すみやかに判定用固定サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。

ツ チの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

テ ソ又はツの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（ソの（ア）の①若しくは②又は（ウ）の③の若しくは④により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はソの（ア）の③若しくは④（契約移行に係るものを除きます。）、（ウ）の①若しくは②（端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたものに限ります。）、⑤若しくは⑥により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
3 ソの（イ）の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

ト 契約者は、ソの（イ）の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（コのただし書きに該当する場合は、OCTスマートバリューの適用により当社が割引いた額を含みます。）を支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

	<p>ナ その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の電気通信回線（以下この欄から(20)において「固定代替回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。</p> <p>この場合において、クに定めるほか、当社は、その固定代替回線が、au約款に定めるところにより、次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 固定代替回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として、固定代替ルータープランを選択していること。</p> <p>(ウ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上とならないこと。</p> <p>ニ ナに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限り、）が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、固定代替回線（ナの各号の全てを満たすものに限り、）を指定することができます。</p> <p>ヌ ナ又はニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限り、）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し5料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、固定代替回線の指定があったものとみなします。</p> <p>ネ 契約者は、本割引又はKDDIスマートバリューの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限り、）について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ノ 本割引の適用の申出があった場合、(20)に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の申出があったものとして取り扱います。</p>
(19)の2 固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード	<p>ア 当社は、(19)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この欄において「本適用」といいます。）を行います。</p>

加算額の減額適用

(a u スマートバリュー (ルーター割引固定代替))

(ア) その契約者回線(基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン 5Gのものに限ります。)に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
割引額	1,000 円(1,100 円)

(イ) その契約者回線(基本使用料の料金種別がルーターフラットプラン 80(5G)のものに限ります。)の基本使用料について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。

1 契約ごとに月額

区分	税抜額(税込額)
一般5G契約に係るもの	5,150 円(5,665 円)
2年定期5G契約に係るもの	4,980 円(5,478 円)

イ 本適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ 本適用の開始は、(19)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった日からとします。

エ 当社は、本適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本適用を廃止します。

(ア) モバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン 80(5G)以外の料金種別の選択があったとき。

(イ) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき(5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。

(エ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(オ) 5G契約の解除があったとき。

(カ) (19)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

(キ) (19)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があったとき。

オ エの規定により、本適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本適用の適用
1 2以外により本適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(エの(イ)又は(ウ)により本適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日

		までのプラスエリアモード加算額について、本適用の対象とします。									
	2 エの(ア) (端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、(エ)、(オ)又は(キ)により本適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本適用の対象とします。									
	(イ) アの(イ)に定める取扱い										
	区分	本適用の適用									
	1 2又は3以外により本適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(エの(イ)又は(ウ)により本適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本適用の対象とします。									
	2 エの(ア)又は(オ)により本適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本適用の対象とします。									
	3 エの(エ)、(オ)(契約移行に係るものを除きます。 )又は(キ)により本適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本適用の対象とします。									
	カ 契約者は、本適用又はKDDI固定代替割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(それぞれの適用に必要な範囲に限ります。 )について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。										
(20) 特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用(家族割プラス/法人割プラス)	<p>ア 特定回線群に係る基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。 )とは、割引選択回線群を構成する契約者回線(本割引を選択するものに限ります。 )に係る基本使用料等について、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る算定対象回線(イに定めるものをいいます。 以下この欄において同じとします。 )の数に応じて、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。 )の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定対象回線の数2の場合</td> <td>500円(550円)</td> </tr> <tr> <td>算定対象回線の数3の場合</td> <td>1,000円(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>算定対象回線の数4以上の場合</td> <td>2,020円(2,222円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) その料金月の末日において、データMAX定額2又はピタ</p>		区分	割引額	税抜額(税込額)	算定対象回線の数2の場合	500円(550円)	算定対象回線の数3の場合	1,000円(1,100円)	算定対象回線の数4以上の場合	2,020円(2,222円)
区分	割引額										
	税抜額(税込額)										
算定対象回線の数2の場合	500円(550円)										
算定対象回線の数3の場合	1,000円(1,100円)										
算定対象回線の数4以上の場合	2,020円(2,222円)										

ット定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
算定対象回線の数2の場合	500 円(550 円)
算定対象回線の数3以上の場合	1,000 円(1,100 円)

イ 本割引に係る算定対象回線とは、本割引又は家族割プラスを選択する契約者回線、LTE 契約者回線又は他網契約者回線であって、それぞれ次表（5G 約款又は KDDI 株式会社の LTE 約款に定める次表に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。）に定める 5G データ定額の取扱い、基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものをいいます。

(ア) 契約者回線又は 5G サービスの他網契約者回線に係るもの

5G データ定額 の取扱い	データ MAX 定額、ピタット定額
------------------	-------------------

(イ) LTE 契約者回線又は LTE サービスの他網契約者回線に係るもの

基本使用料の 料金種別	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として LTE 約款に定める基本使用料の料金種別
特定データ通 信定額の取扱 い	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として LTE 約款に定める特定データ通信定額の取扱い

ウ 本割引は、5G サービスの契約者回線であって、イの(ア)の表に定める 5G データ定額の取扱いの適用を受けているものだけに限り、選択することができます。

エ 本割引を選択する契約者は、1 の割引選択回線群を選択して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が 11 以上となるとき。

(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。

(ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- キ アの表に定める算定対象回線の数、その料金月の末日における算定対象回線の数（その料金月に5G契約若しくはLTE契約の解除（それぞれ契約移行に係るものを除きます。）又は5Gサービス若しくはLTEサービスの利用の一時休止（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったものを除きます。）があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線の数を含みます。）とします。
- ク 本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。  
ただし、その申出が、LTE契約（そのLTE契約者回線について、OCT家族割プラスの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。
- ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。  
(ア) その契約者回線について、次表に定める5Gデータ定額の取扱いの適用を受けていないとき。

5Gデータ定額の取扱い	
データMAX定額、ピタット定額	

- (イ) その契約者回線について、(21)の適用を受けているとき。
- コ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。  
(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき（5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）  
(イ) 契約者の地位の承継があったとき。  
(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。  
(エ) 5G契約の解除があったとき。
- サ コの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。  
この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（コのア）又はイにより本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 契約者から本割引の適用を	その事由が生じた日を含む料金

	<p>廃止する申出があったとき又は5Gサービスの利用の一時休止若しくは5G契約の解除（契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p>	<p>月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>				
<p>(21) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 (スマートバリュー for Business)</p>	<p>シ 契約者は、本割引又はKDDI家族割プラスの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社及びKDDI株式会社の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線等群（(ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引可能回線（その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。）の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。）のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額（基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。）の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に50を乗じて得た値（以下この欄において「割引可能上限数」といいます。）を上回るときは、その割引可能回線の数、割引可能上限数とします。</p> <p>(ア) 割引対象回線</p> <table border="1" data-bbox="480 1317 1449 1648"> <tr> <th data-bbox="480 1317 1449 1361">割引対象回線</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1361 1449 1648"> <p>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</p> </td> </tr> </table> <p>(イ) 特定固定回線</p> <table border="1" data-bbox="480 1693 1449 2022"> <tr> <th data-bbox="480 1693 1449 1738">特定固定回線</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1738 1449 2022"> <p>特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(21)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めると</p> </td> </tr> </table>		割引対象回線	<p>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</p>	特定固定回線	<p>特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(21)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めると</p>
割引対象回線						
<p>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</p>						
特定固定回線						
<p>特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(21)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めると</p>						

ころにより指定したもの		
電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
KDDI株式会社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス（KDDI株式会社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。）
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
	デジタルデータサービス契約約款	IPVPNサービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。）を使用して行うものに限ります。）
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリエアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリエアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定め

株式会社		るものを除きます。)
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス
(ウ) 特定ID		
特定ID		
<p>当社若しくはKDDI株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID（ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定au契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）に係るものを除いたものをいいます。）、当社、KDDI株式会社、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のOffice365 with KDDI利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、KDDI株式会社、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のGoogle Apps for Business等の販売に関する規約に定めるアカウント</p>		
(エ) 基本使用料等合計額		
基本使用料等合計額		
<p>この約款の規定により支払いを要することとされる次のau（5G）通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基本使用料</li> <li>② オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）</li> <li>③ 通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）</li> <li>④ データ通信料（第3（データ通信料）1（適用）(10)に定める購入データ量に係るものを除きます。）</li> </ol>		
<p>備考 LTE契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのLTE契約者回線に係る基本使用料等合計額（当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、基本使用料等合計額に含めるものとします。</p>		
(オ) 割引額		
<ol style="list-style-type: none"> <li>① その料金月の末日において、ピタット定額の適用を受けている場合</li> </ol>		
		1 契約ごとに月額

	割引額
	税抜額 500 円(税込額 550 円)
	備考 第3 (データ通信料) 1 (適用) (4)の規定により同(4)の区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。
	② その料金月の末日において、データMAX定額の適用を受けている場合
	1 契約ごとに月額
	割引額
	税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)
	イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。
	ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めず。
	エ 本割引は、5Gサービスの契約者回線であって、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限り、選択することができます。
	オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者(LTE割引又は特定割引に係る者を含みます。))であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。
	カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
	(ア) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。
	(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
	(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。
	(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
	(オ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
	(カ) 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者

から承諾が得られないとき。

(キ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ク) その申出の内容に不備があるとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。）から開始します。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線（5Gデュアルに係るものに限ります。）について、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けていないとき。

(イ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。

(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

コ ケの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき（5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

(カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

(キ) その他カの(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。

シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。）ま

	<p>での基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、力の規定に準じて取扱います。</p> <p>セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、LTE割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者（LTE割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。</p> <p>ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>タ 契約者は、本割引、LTE割引又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定IDに係る情報（本割引、LTE割引又は特定割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、KDDI株式会社、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定IDに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>				
<p>(22) 料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用 (auPAYカードお支払い割)</p>	<p>ア 当社は、(ア)に定める適用条件の全てを満たす契約者回線に係る基本使用料について、(イ)に定める額（通則に規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において指定されているau（5G）通信サービスの料金その他の債務の支払方法が、auPAYカードによるものであること。</p> <p>② 次表に定める5Gデータ定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること。</p> <table border="1" data-bbox="478 1765 1449 1937"> <tr> <td>5Gデータ定額の取扱い</td> <td>データMAX定額2、ピタット定額</td> </tr> <tr> <td>基本使用料の料金種別</td> <td>モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン80（5G）</td> </tr> </table> <p>③ (5)に定める障がい者等に係る基本使用料の適用を受けていないこと。</p>	5Gデータ定額の取扱い	データMAX定額2、ピタット定額	基本使用料の料金種別	モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン80（5G）
5Gデータ定額の取扱い	データMAX定額2、ピタット定額				
基本使用料の料金種別	モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン80（5G）				

	<p>④ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）でないこと。</p> <p>(イ) 割引額</p> <p>① ②以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 170 円(税込額 187 円)</td> </tr> </table> <p>② データMAX定額2の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 100 円(税込額 110 円)</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>エ 本割引の適用を受ける場合の2年定期5G契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)のア又は2-1-2の(2)のアに規定する料金額に代えて、それぞれ2-1-1の(1)又は2-1-2の(1)に規定する料金額を適用します。</p> <p>オ auPAYカードによる支払いに関する手続き及び提供条件等については、当社が別に定めるところによります。</p>	割引額	税抜額 170 円(税込額 187 円)	割引額	税抜額 100 円(税込額 110 円)
割引額					
税抜額 170 円(税込額 187 円)					
割引額					
税抜額 100 円(税込額 110 円)					
<p>(23) 特定金融商品契約を条件とする減額等適用（金融サービスセット割）</p>	<p>ア 当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。）の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るau（5G）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>				

## 2 料金額

### 2-1 基本使用料

#### 2-1-1 5Gデュアルに係るもの

##### (1) 一般5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
標準プラン2	1,080 円(1,188 円)
標準プラン	1,150 円(1,265 円)

##### (2) 定期5G契約に係るもの

##### ア 2年定期5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
標準プラン2	980 円(1,078 円)
標準プラン	980 円(1,078 円)

#### 2-1-2 5Gシングルに係るもの

##### (1) 一般5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
タブレットプランライト 5G	1,000 円(1,100 円)
ホームルータープラン 5G	4,700 円(5,170 円)
モバイルルータープラン 5G	4,962 円(5,458.2 円)
ルーターフラットプラン80 (5G)	7,150 円(7,865 円)

##### (2) 定期5G契約に係るもの

##### ア 2年定期5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
モバイルルータープラン 5G	4,792 円(5,271.2 円)
ルーターフラットプラン80 (5G)	6,980 円(7,678 円)

## 2-2 オプション機能使用料

### 2-2-1 2-2-2以外のもの

#### (1) 5Gサービスに係るもの

区分	単位	各単位ごとに月額	
		料金額	税抜額(税込額)
留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)	1契約ごとに	300円	(330円)
三者通話機能 (三者通話サービス)	1契約ごとに	200円	(220円)
割込通話機能 (割込通話サービス)	1契約ごとに	200円	(220円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)	1契約ごとに	100円	(110円)
番号変換機能 (KDDI ビジネスコールダイレクト)	1契約ごとに	2,000円	(2,200円)
保留転送機能	1契約ごとに	300円	(330円)
番号変換文字メッセージ受信機能	1契約ごとに	300円	(330円)
5G NET for DATA機能	1契約ごとに	500円	(550円)
ナンバーシェア機能	1契約ごとに	50円	(55円)
WiMAX利用機能			
	プラスエリアモードの利用に係る加算額	1契約ごとに	1,000円(1,100円)

## 2-2-2 海外ローミング機能

(1) (2)又は(3)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア1	70円	175円	265円	145円
アジア2	75円	175円	265円	155円
アジア3	70円	175円	265円	155円
アジア4	75円	175円	265円	80円
アジア5	70円	260円	280円	155円
アジア6	95円	280円	280円	180円
アジア7	80円	280円	280円	160円
アジア8	70円	195円	280円	80円
アジア9	80円	280円	280円	80円
アジア10	75円	380円	380円	80円
アジア11	80円	380円	380円	140円
アジア12	70円	180円	280円	180円
アジア13	80円	180円	280円	180円
アジア14	80円	380円	380円	180円
アジア15	80円	300円	300円	220円
アジア16	80円	180円	280円	140円
アジア17	80円	250円	280円	140円
アジア18	70円	260円	280円	140円
アジア19	80円	280円	280円	140円
アジア20	80円	180円	280円	110円
アジア21	50円	125円	265円	70円
アジア22	180円	480円	480円	230円
オセアニア1	80円	180円	280円	80円
オセアニア2	120円	140円	210円	165円
オセアニア3	80円	140円	210円	130円
オセアニア4	80円	280円	280円	80円
オセアニア5	480円	880円	880円	560円
オセアニア6	130円	580円	580円	210円
オセアニア7	180円	380円	380円	270円
アメリカ1	120円	140円	210円	165円
アメリカ2	70円	230円	280円	180円
アメリカ3	80円	380円	380円	190円
アメリカ4	120円	140円	210円	165円
アメリカ5	130円	250円	280円	190円
アメリカ6	155円	250円	280円	190円
アメリカ7	80円	250円	280円	100円
アメリカ8	80円	180円	280円	190円

アメリカ 9	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ 10	155 円	330 円	330 円	190 円
アメリカ 11	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 12	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 13	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 14	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 15	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円
アメリカ 17	200 円	500 円	500 円	270 円
ヨーロッパ 1	80 円	180 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 2	80 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 3	100 円	250 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 4	100 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ 5	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ 6	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ 7	80 円	380 円	380 円	110 円
ヨーロッパ 8	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ 9	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ 1	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ 2	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ 3	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 4	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 5	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 6	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ 7	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 8	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ 9	80 円	480 円	480 円	160 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表 2 に定めるところによります。				

(2) 海外SMS利用に係るもの

1 送信ごとに

送信文字数	料金額
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円

336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

(3) 海外 5G NET 利用又は海外 5G NET for DATA 利用に係るもの

料金額
1 課金対象データごとに 1.6 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第58条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第99条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																					
(1) 削除	削除																				
(2) 削除	削除																				
(3) a u国際通話に係る通話料の適用	a u国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-2に規定する料金額を適用します。																				
(4) a u国際通話に係る通話料の定額適用（a u国際通話定額）	<p>ア a u国際通話に係る通話料の定額適用（以下「a u国際通話定額」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線（(イ)に定める種類の5 Gデータ定額の取扱い（以下この欄において「対象5 Gデータ定額」といいます。）の適用を受けているものに限ります。）からのa u国際通話（別表5に定める地域（以下「a u国際通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）について、2-1-2に規定する料金額に代えて、a u国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>980 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 対象5 Gデータ定額</p> <p>データMAX定額、ピタット定額</p> <p>(ウ) 適用額</p> <p>① その契約者回線からのa u国際通話等合算回数が50回以内のものであるa u国際通話に係るもの。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話料</td> <td>ア イ以外の部分</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がそのa u国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分</td> <td>30 秒までごとに 20 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その契約者回線からのa u国際通話等合算回数が51回以上のものであるa u国際通話に係るもの。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話料</td> <td>定額通話料</td> <td>1 の a u 国際通話ごとに 300 円</td> </tr> <tr> <td>上欄に定める定額通話料のほか</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	980 円	区分		料金額	通話料	ア イ以外の部分	0 円	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がそのa u国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円	区分		料金額	通話料	定額通話料	1 の a u 国際通話ごとに 300 円	上欄に定める定額通話料のほか	
区分	料金額																				
定額料	980 円																				
区分		料金額																			
通話料	ア イ以外の部分	0 円																			
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がそのa u国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円																			
区分		料金額																			
通話料	定額通話料	1 の a u 国際通話ごとに 300 円																			
	上欄に定める定額通話料のほか																				

	ア	イ以外の部分	0円
	イ	別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円
<p>イ au国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からのau国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話（KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）の回数を合算したものをいいます。</p> <p>ウ 契約移行があった場合は、契約移行のあった日を含む料金月において契約移行前のLTE契約者回線からのau国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話の回数を、イに定める回数に含めません。</p> <p>エ au国際通話定額は、5Gデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。  (ア) 対象5Gデータ定額の適用を受けていること。  (イ) au国際通話利用規制の適用を受けていないこと。</p> <p>オ au国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただけます。</p> <p>カ au国際通話定額の適用の開始は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>キ 当社は、au国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からau国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、au国際通話定額の適用を廃止します。  (ア) 5G契約の解除があったとき。  (イ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。  (ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。  (エ) 対象5Gデータ定額の適用の廃止（他の対象5Gデータ定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。</p> <p>ク キの規定により、au国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>			
		区分	au国際通話定額の適用
	1	2又は3以外によりau国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのau国際通話に関する料金について、au国際通話定額の適用の対象とします。
	2	キの(ア)、(イ)又は(ウ)によりau国際通話定額を廃止したとき（3に該当するものを除きます。）。	その事由が生じた日までのau国際通話に関する料金について、au国際通話定額の適用の対象とします。
	3	キの(ア)（LTE契約（L	その事由が生じた日の前日まで

	<p>TEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。</p>	<p>の a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。</p>
	<p>ケ 定額料については、日割りを行いません。</p> <p>コ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、a u 国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第43条(利用停止)第1項第14号及び第15号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第81条(利用に係る契約者の義務)第1項第2号及び第3号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>サ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、コに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って a u 国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は a u 国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、コに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>	
(5) ローミング	ローミング(KDD I 株式会社の5G約款に規定する5Gデュアル	

<p>の通話料の適用</p>	<p>の提供を受けているものに限ります。)の契約者回線から行った通話については、KDDI株式会社の5G約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p>				
<p>(6) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用</p>	<p>ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3に規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、(13)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線へのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。</p>				
<p>(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用</p>	<p>ア 番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="480 860 1450 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 860 794 902">区分</th> <th data-bbox="794 860 1450 902">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 902 794 947">定額料</td> <td data-bbox="794 902 1450 947">税抜額 900 円 (990 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日には5G契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。）について、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。）にわたって、5Gサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、この限りではありません。 ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 900 円 (990 円)
区分	料金額				
定額料	税抜額 900 円 (990 円)				
<p>(8) 契約移行に係る定額料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「5G通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出がLTE契約（そのLTE契約者回線について、請求のあった5G通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。）の提供を受けているも</p>				

のに限ります。)からの契約移行と同時時に行われたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の5G通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、そのLTE通話料の適用の開始があった場合は、その日とします。)から、その5G通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。

通話料の取扱い

(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、  
(19)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用

イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後のLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていた5G通話料割引に相当するLTE通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のその5G通話料割引に係る定額料については、当社のLTE約款の規定(アに相当するものをいいます。)に定めるところによります。

(9) 通話料の定額適用  
(通話定額サービス)

ア 当社は、5G契約者からの申出により、その契約者回線からの通話((13)、(15)(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に係るものに限ります。)若しくは(19)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス(同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて「定額対象通話」といいます。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。)の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い(以下「国内通話定額」といいます。)を行います。

区分	支払いを要しない料金	
通話定額ライト、通話定額ライト2	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。)
	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
通話定額、通話定額2	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	

イ 国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選

択する契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。

種類	
国内通話定額 1	通話定額ライト
	通話定額
国内通話定額 2	通話定額ライト 2
	通話定額 2

ウ 国内通話定額は、5 Gデュアルの契約者回線に限り、選択することができます。

エ 国内通話定額の適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	国内通話定額の適用の開始
1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係る5 G契約の申込みと同時に行われたとき。	その5 Gサービスの提供を開始した日
2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係る5 Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その5 Gサービスの再利用を開始した日
3 国内通話定額の申出が、5 Gデュアルへの5 Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の5 Gサービスの提供を開始した日
4 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日

オ 5 G契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の国内通話定額の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。

カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。

(ア) 5 Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(イ) 5G契約の解除があったとき。  
 (ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。  
 キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	国内通話定額の適用
1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
3 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	その5Gサービスの種類の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。

ク アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。

(ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話

(イ) その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分

ケ クの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

コ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。

(ア) 第43条（利用停止）第1項第13号及び第14号に該当するとき。

(イ) 第81条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。

(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用

	<p>して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、この各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、クの規定を適用するため又はこの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p> <p>セ スまでの規定にかかわらず、次表に定める種類の国内通話定額の適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。</p> <table border="1" data-bbox="480 1312 1449 1400"> <tr> <th data-bbox="480 1312 1449 1355">種類</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1355 1449 1400">通話定額ライト、通話定額</td> </tr> </table>	種類	通話定額ライト、通話定額
種類			
通話定額ライト、通話定額			
(10) 削除	削除		
(11) 削除	削除		
(12) 削除	削除		
(13) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用（家族割、法人割）	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに定める割引選択回線による構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(19)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に</p>		

規定する額の割引を行うことをいいます。

割引額
-----

その通話に関する料金の月間累計額
------------------

イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択するLTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。

割引
----

当社のLTE約款に定める複数回線複合割引又は特定割引（5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はKDDI株式会社のLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(13)において同じとします。）
--

ウ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線であって、(19)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上10以下でないとき。

(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信明細書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

キ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったと

き。

(カ) その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の区分2の規定により本割引の適用を廃止した後、区分1に該当する場合が生じたときは、区分1の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、第1（基本使用料等）1（適用）（7）又は（16）若しくは（17）の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ス 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、そ

	<p>の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>						
<p>(14) 障がい者等に係る通話料の月極割引の適用 （スマイルハート割引）</p>	<p>ア 障がい者等に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用を受けている契約者回線からの通話（（9）及び（15）（同欄のアに規定する区分（ウ）に係るものに限ります。）の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話並びにau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、本割引のほか（6）のイ又は（13）適用を受ける通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ（6）のイ又は（13）に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="475 898 1452 1525"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 898 1098 943">区分</th> <th data-bbox="1102 898 1452 943">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 949 1098 1397">1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービス（当社又はKDDI株式会社のSORACOM Air for セルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話（当社が別に定めるものに限ります。）</td> <td data-bbox="1102 949 1452 1397">左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1404 1098 1525">2 1以外の通話</td> <td data-bbox="1102 1404 1452 1525">左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同（5）のウの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	割引額	1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービス（当社又はKDDI株式会社のSORACOM Air for セルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話（当社が別に定めるものに限ります。）	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額	2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額
区分	割引額						
1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービス（当社又はKDDI株式会社のSORACOM Air for セルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話（当社が別に定めるものに限ります。）	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額						
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額						
<p>(15) 自宅加入電話への通話料の月極割引の</p>	<p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（5G契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サー</p>						

適用  
(a u → 自宅  
割)

ビスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る他網契約者回線について、前料金月の末日(次表の(ウ)については、その料金月の開始時とします。)において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話((14)及び(17)の適用を受けた通話、(19)に規定する定額対象通話並びに番号変換機能を利用して行われた通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

ただし、次表の(ア)の場合において、(9)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(9)に定めるところによります。

区分	割引率
(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信 ⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信	50%
(イ) 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、KDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるもの)に限り	100%

	ます。)の他網契約者回線であるとき。							
	(ウ) KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。	100%						
	<p>イ アの規定に関わらず、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）である契約者回線については、本割引の適用を行いません。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>							
(16) 削除	削除							
(17) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 (コールワイド)	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(9)、(13)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(19)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> </table> <p>(ウ) 割引率</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者</td> <td style="text-align: center; width: 20%;">割引率</td> </tr> </table>		料金額	税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者	割引率
料金額								
税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)								
割引選択回線								
本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線								
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者	割引率							

回線が含まれる場合は、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。）	
税抜額 20 万円未満の場合 (税込額 22 万円未満の場合)	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合 (税込額 22 万円以上税込額 110 万円未満の場合)	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合 (税込額 110 万円以上税込額 330 万円未満の場合)	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合 (税込額 330 万円以上税込額 550 万円未満の場合)	28%
税抜額 500 万円以上の場合 (税込額 550 万円以上の場合)	30%
<p>イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 定期5G契約に係るもの</p> <p>(イ) 第1(基本使用料等)1(適用)(5)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった契約者回線が、第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)</p> <p>(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>	

- カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。
- ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- （ア） 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。
- （イ） 契約者の地位の承継があったとき。
- （ウ） 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。
- （エ） 5G契約の解除があったとき。
- （オ） 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。
- （カ） その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。
- ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。
- コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

備考 その料金月において、LTE契約（LTE割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とLTE割引の計算をあわせて行い、その合計

	<p>額を請求することができるものとします。</p> <p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、(13)又は第1（基本使用料等）(7)の適用の申込み（LTE約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ 割引選択代表回線がLTE契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ソ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(18) —	—
(19) 特定の契約者回線等への	ア 当社は、5G契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ア）に規定する定額料を支払っ

通話に対する  
定額料の適用  
(ビジネス通  
話定額)

た場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。)の月間累計額について、2(料金額)の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。

ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。

(ア) 定額料及び割引額

1 契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分(標準プラン2又は標準プラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限り)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。)に係るものに限り)の月間累計額

備考 その料金月の末日(その契約者回線に係る5G契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)における基本使用料の料金種別が標準プラン2又は標準プラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限り)である場合の定額料の額は、0円とし、標準プラン2又は標準プラン(それぞれ国内通話定額の適用を受けるものを除きます。)である場合の定額料の額は、税抜額 900 円(税込額 990 円)とします。

(イ) 定額対象回線群

定額対象回線群
以下の電気通信回線により構成される回線群 ① 本定額適用を選択する契約者回線 ② 当社のLTE約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(19)において「LTE定額適用」といいます。)を選択するLTE契約者回線 ③ KDDI株式会社のau約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(19)において「特定定額適用」といいます。)を選択する他網契約者回線

④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

(ウ) 特定サービス

特定サービス

当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはa uオフィスナンバーサービス又はK D D I株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはa uオフィスナンバーサービス(それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はa uオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットI P電話サービス契約約款に定める一般イントラネットI P電話サービス、W e b e x C a l l i n gサービス契約約款に定めるW e b e x C a l l i n gサービス、クラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるI P電話サービスI、F T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの

(エ) 定額対象電話番号

定額対象電話番号

- ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するL T E契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号(当社が別に定める方法により登録されるものに限りませう。)

イ 本定額適用は、5 Gデュアルの契約者回線であって、(13)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(17)又は第1（基本使用料等）1（適用）（7）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数とLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。

この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するLTE契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番

号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本定額適用を受ける5G契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本定額適用の対象とします。

シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。

（ア） 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） 5G契約の解除があったとき。

（オ） 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

（カ） その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のLTE約款又はKDDI株式会社のau約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するLTE契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、LTE定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、LTE定額適用に係る当社のLTE約款又は特定定額適用に係るKDDI株式会社のau約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1のLTE契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当するが生じ

たときは、1欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。

この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。

ト 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要

	<p>な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(20) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>
(21) 通話料の減免	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>

## 2 料金額

### 2-1 5Gサービスに係るもの

#### 2-1-1 通常通話に係るもの

##### 2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

###### (1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

###### (2) ワイドスター通信サービス(第2種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円(税込額55円)

#### 2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額200円(税込額220円)
通話料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

#### 2-1-1-3 SMS機能に係るもの

###### (1) (2)以外のもの

区分	1送信ごとに	
	料金額	
通話料	税抜額(税抜額)	
送信文字数		
70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで)	3円(3.3円)	
71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで)	6円(6.6円)	
135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで)	9円(9.9円)	
202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで)	12円(13.2円)	
269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで)	15円(16.5円)	
336文字から402文字まで	18円(19.8円)	

(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	21 円 (23.1 円)
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	24 円 (26.4 円)
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	27 円 (29.7 円)
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	30 円 (33 円)

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分	1 送信ごとに 料金額
通話料	
送信文字数	
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

2-1-2 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに次の料金額
通話先区分	
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円
備考 各通話先区分における地域については、別表4（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。	

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに次の料金額
通話先区分	
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットサービス（その通話の相手先が64kbit/sのAudio/Speechモード以外の場合）	260円
インマルサットサービス（その通話の相手先が64kbit/sのAudio/Speechモードの場合）	840円

### 第3 データ通信料

#### 1 適用

データ通信料の適用については、第58条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用																						
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。																					
(2) ローミングのデータ通信料の適用	ローミング（KDDI株式会社の5G約款に規定する5Gサービスの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線に係るデータ通信については、KDDI株式会社の5G約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。																					
(3) データ通信料の定額制の適用（データMAX定額）	<p>ア 当社は、5G契約者からの申出により、その5Gデュアルの契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「データMAX定額」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、データMAX定額には次表に定める種類があり、5G契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 5G</td> <td>5,500円(6,050円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G with Amazonプライム</td> <td>6,200円(6,820円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G Netflixパック</td> <td>6,500円(7,150円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G Netflixパック(P)</td> <td>6,500円(7,150円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G DAZNパック</td> <td>6,500円(7,150円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G テレビパック</td> <td>7,200円(7,920円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G ALL STARパック</td> <td>8,000円(8,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データMAX定額は、5Gデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすもの限り、選択することができます。</p> <p>（ア）基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外のもの（以下「データMAX</td> <td>標準プラン2</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	税抜額(税込額)	使い放題MAX 5G	5,500円(6,050円)	使い放題MAX 5G with Amazonプライム	6,200円(6,820円)	使い放題MAX 5G Netflixパック	6,500円(7,150円)	使い放題MAX 5G Netflixパック(P)	6,500円(7,150円)	使い放題MAX 5G DAZNパック	6,500円(7,150円)	使い放題MAX 5G テレビパック	7,200円(7,920円)	使い放題MAX 5G ALL STARパック	8,000円(8,800円)	種類	基本使用料の料金種別	下欄以外のもの（以下「データMAX	標準プラン2
種類	定額料																					
	税抜額(税込額)																					
使い放題MAX 5G	5,500円(6,050円)																					
使い放題MAX 5G with Amazonプライム	6,200円(6,820円)																					
使い放題MAX 5G Netflixパック	6,500円(7,150円)																					
使い放題MAX 5G Netflixパック(P)	6,500円(7,150円)																					
使い放題MAX 5G DAZNパック	6,500円(7,150円)																					
使い放題MAX 5G テレビパック	7,200円(7,920円)																					
使い放題MAX 5G ALL STARパック	8,000円(8,800円)																					
種類	基本使用料の料金種別																					
下欄以外のもの（以下「データMAX	標準プラン2																					

<p>定額2」といいます。)</p> <p>データMAX 5G、データMAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G Netflixパック、データMAX 5G Netflixパック(P)、データMAX 5G テレビパック、データMAX 5G ALL STARパック (以下「データMAX定額1」といいます。)</p>	<p>標準プラン</p>												
<p>(イ) 5G NET for DATA機能の提供を受けていないこと。</p> <p>(ウ) 通信識別機能の適用について、承諾していること。</p> <p>ウ データ通信料の月間累計は、データMAX定額の種類ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ データMAX定額の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 981 1133 1070">区分</th> <th data-bbox="1133 981 1452 1070">データMAX定額の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1070 1133 1193">1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1133 1070 1452 1193">その5Gサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1193 1133 1317">2 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1133 1193 1452 1317">その5Gサービスの再利用を開始した日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1317 1133 1440">3 データMAX定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1133 1317 1452 1440">その変更後の5Gサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1440 1133 1563">4 データMAX定額の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1133 1440 1452 1563">料金種別の変更があった日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1563 1133 1697">5 データMAX定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td data-bbox="1133 1563 1452 1697">その申込みを当社が承諾した日</td> </tr> </tbody> </table>		区分	データMAX定額の適用の開始	1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に行われたとき。	その5Gサービスの提供を開始した日	2 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その5Gサービスの再利用を開始した日	3 データMAX定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日	4 データMAX定額の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 データMAX定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	データMAX定額の適用の開始												
1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に行われたとき。	その5Gサービスの提供を開始した日												
2 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その5Gサービスの再利用を開始した日												
3 データMAX定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日												
4 データMAX定額の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日												
5 データMAX定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日												
<p>オ 5G契約者は、データMAX定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後のデータMAX定額の取扱いについては、次表のとおりとします。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1821 853 1865">区分</th> <th data-bbox="853 1821 1452 1865">変更後のデータMAX定額の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1865 853 2027">(ア) (イ)以外の場合</td> <td data-bbox="853 1865 1452 2027">その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後のデータMAX定額を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	変更後のデータMAX定額の適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後のデータMAX定額を適用します。								
区分	変更後のデータMAX定額の適用												
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後のデータMAX定額を適用します。												

(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたものである 場合	その請求があった日からのデータ通信 について、変更後のデータMAX定額 を適用します。
---	---

カ データMAX定額の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に  
行う場合に限り、データMAX定額の適用の廃止を申し出ることが  
できます。

キ 当社は、データMAX定額の適用を受けている契約者回線について、  
契約者からデータMAX定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、  
次のいずれかに該当する場合には、データMAX定額を廃止します。

(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む  
料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) 5G契約の解除があったとき。

(ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) ピタット定額の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、データMAX定額の適用を廃止する場合における  
取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により  
データMAX定額の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に  
該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものと  
します。

区分	データMAX定額の適用
1 2から4以外によりデータMAX定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
3 5Gへの5Gサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	その5Gサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
4 データMAX定額の適用を廃止する申出又はピタット定額の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、データMAX定額Vの適用の対象とします。

- ケ データMAX定額を選択した契約者は、ソに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
- コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。
- (ア) エの表の規定によりデータMAX定額の適用を開始したとき。
- (イ) オの規定によりデータMAX定額の種類を変更したとき。
- (ウ) クの表の区分2（5G契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定によりデータMAX定額の適用を廃止したとき。
- (エ) データMAX定額の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれデータMAX定額の適用開始日、変更後の種類のデータMAX定額の適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類のデータMAX定額の適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）

- サ 当社は、データMAX定額の適用を受けている契約者回線との間のデータ通信に関する料金について、そのデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める値以下である場合、同表に定める額（以下この欄において「割引額」といい、コの規定により定額料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引（以下「小容量利用割引」といいます。）を行います。

- (ア) データMAX定額2の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
3, 221, 225, 472 バイト（3ギガバイト）	1, 500 円(1, 650 円)

- (イ) データMAX定額1の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
2, 147, 483, 648 バイト（2ギガバイト）	1, 480 円(1, 628 円)

- シ データMAX定額の種類の変更があった場合又は契約移行があった場合（契約移行のあった日を含む料金月において、LTE約款に定めるデータMAX定額の適用を受けている場合に限ります。）、種類の変更前の契約者回線又は契約移行前のLTE契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量を、サに定める累計課金対象データ量に合算します。
- ス 小容量利用割引の割引額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- セ 小容量利用割引は、その料金月のau（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。
- ソ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、5Gサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
- この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- タ アの表に規定するほか、データMAX定額には、次表に定める種類があります。
- ただし、ソまでの規定にかかわらず、この種類のデータMAX定額の適用又は同種類への変更を申し込むことはできません。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
データMAX 5G	6,500円(7,150円)
データMAX 5G with Amazonプライム	7,200円(7,920円)
データMAX 5G Netflixパック	7,500円(8,250円)
データMAX 5G Netflixパック(P)	7,500円(8,250円)
データMAX 5G テレビパック	8,200円(9,020円)
データMAX 5G ALL STARパック	9,000円(9,900円)

(4) データ通信料の定額適用（ピタット定額）

ア 当社は、5G契約者からの申出により、その5Gデュアルの契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄、(6)、(8)、(9)及び(10)において同じとします。）について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、(ア)に規定する定額料（シ

の規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「ピタット定額」といいます。)を行います。

この場合において、ピタット定額には(イ)に定める種類があり、5G契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

(ア) 定額料

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	2,000円(2,200円)
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え4,294,967,296バイト(4ギガバイト)以下の場合	3,500円(3,850円)
区分3	4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)を超えた場合	5,000円(5,500円)

(イ) ピタット定額の種類

種類
ピタットプラン 5G

イ ピタット定額は、5Gデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が標準プランであるものに限り、選択することができます。

ウ データ通信料の月間累計は、国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。

エ ピタット定額の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	ピタット定額の適用の開始
1 ピタット定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に終わったとき。	その5Gサービスの提供を開始した日
2 ピタット定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	その5Gの再利用を開始した日
3 ピタット定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日
4 ピタット定額の申込みが、標準プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 ピタット定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分2に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量（(9)に定める前月からの繰越データ量又は(10)に定める購入残データ量をいいます。以下この欄において同じとします。）を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、ピタット定額を適用します。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分1	1,073,741,824バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	2,000円(2,200円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472バイト（3ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,500円(3,850円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	5,000円(5,500円)

備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。

カ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(12)の規定によるほか、ア又はオの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値（(12)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。）を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、ピタット定額を適用します。

キ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、5G契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ク 料金月の起算日以外の日（ア）から（エ）に該当した場合、そ

の料金月について、アの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、ピタット定額を適用します。

(ア) ピタット定額の適用の開始があったとき ((ウ)又は(エ)に該当するときを除きます。)

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	ピタット定額の適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、ピタット定額の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((6)、(8)、(9)又は(10)の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(イ) ピタット定額の適用を受けている場合であって、国内通話定額の種類変更等があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
国内通話定額の種類変更等後の区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	国内通話定額の種類変更等があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が4,294,967,296バイト(4ギガバイト)を超える場合は、7,516,192,768バイト(7ギガバイト)とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値
国内通話定額の種類変更等後の区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(ウ) 契約移行と同時にピタット定額の適用の開始があったとき(契約移行のあった日において、契約移行前のLTE契約者回線について、LTE約款に定める特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)(以下この(ウ)において「LTEピタット定額」といいます。)の適用を受けていたときに限ります。)

読み替える値	読み替え後の値								
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	<p>ピタット定額の適用を開始した時点までにLTE契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（LTE約款に定めるLTEピタット定額に係るものをいいます。以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、LTE約款に定めるLTEピタット定額のデータ通信料に関する規定（この（4）のアに相当する規定をいいます。）の表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値</p> <table border="1" data-bbox="810 734 1449 1240"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="810 734 1449 824">① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 824 1129 949">4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）</td> <td data-bbox="1129 824 1449 949">7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="810 949 1449 1070">② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1070 1129 1196">5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）</td> <td data-bbox="1129 1070 1449 1196">21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）</td> </tr> </table>	① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合		4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）	② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合		5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）	21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）
① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合									
4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）								
② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合									
5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）	21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）								
区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値								
（エ） 契約移行と同時にピタット定額の適用の開始があったとき（ウ）に該当するときを除きます。									
読み替える値	読み替え後の値								
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	<p>ピタット定額の適用を開始する前のLTEサービスの基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、ピタット定額の適用を開始した時点までにLTE契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（LTE約款に定める次表の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）</p>								

	データ通信総量速度規制、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルに係るデータ通信総量速度規制の適用除外、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除
区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
<p>ケ ピタット定額の適用を受けている契約者回線の契約者は、標準プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、ピタット定額の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>コ 当社は、ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からピタット定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ピタット定額を廃止します。</p> <p>(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) 5G契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 標準プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) データMAX定額の適用の申込みがあったとき。</p> <p>サ コの規定により、ピタット定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定によりピタット定額の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
区分	ピタット定額の適用
1 2から4以外によりピタット定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。
3 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更又は標準プラン以外への料金種別	その5Gサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信

	の変更があったとき。	料について、ピタット定額の適用の対象とします。						
	4 ピタット定額の適用を廃止する申出又はデータMAX定額の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。						
	シ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定によりピタット定額の適用を開始したとき。 (イ) サの表の区分2（5G契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定によりピタット定額の適用を廃止したとき。 (ウ) ピタット定額の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）							
(4)の2 データMAX定額に係る特定サービスの利用に関する取扱い	ア 契約者は、次表に定める5Gデータ定額の取扱いの適用を受けている契約者回線について、Amazonジャパン合同会社が提供するAmazonプライムを利用することができます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">5Gデータ定額の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 5G Netflixパック (P)</td> <td>使い放題MAX 5G ALL STARパック、データMAX 5G Netflixパック (P)</td> </tr> </tbody> </table> イ 契約者は、その契約者回線に係る情報及びAmazonプライムに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社及びAmazonジャパン合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。 ウ Amazonプライムの利用に係る手続き及び提供条件等については、当社及びAmazonジャパン合同会社が別に定めるところによります。		5Gデータ定額の取扱い		使い放題MAX 5G Netflixパック (P)	使い放題MAX 5G ALL STARパック、データMAX 5G Netflixパック (P)		
5Gデータ定額の取扱い								
使い放題MAX 5G Netflixパック (P)	使い放題MAX 5G ALL STARパック、データMAX 5G Netflixパック (P)							
(5) 5Gデータ定額の取扱いに係	ア 当社は、(1)に定める5Gデータ定額の取扱い（以下この欄において「対象5Gデータ定額」といいます。）の適用を受けて							

る特定サービスを条件とする割引の適用

いる契約者回線（(1)に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau（5G）通信サービスの料金（以下、この欄において「au利用料金」といいます。）から(2)に定める額（以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。）を割引きます。

この場合において、au利用料金が割引額に満たない場合は、割引額からau利用料金を差し引いた額を、au利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。

(1) 5Gデータ定額の取扱い及び対象サービス

5Gデータ定額の取扱い	対象サービス
使い放題MAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G with Amazonプライム	Amazonプライム（月間プラン）
	TELASA（見放題プラン）
使い放題MAX 5G Netflixパック、使い放題MAX 5G Netflixパック（P）、データMAX 5G Netflixパック、データMAX 5G Netflixパック（P）	Netflixサービス
	TELASA（見放題プラン）
使い放題MAX 5G DAZNパック	DAZN（月間プラン）
使い放題MAX 5G テレビパック、データMAX 5G テレビパック	TELASA（見放題プラン）
	Paraviベーシックプラン
	FODプレミアム
使い放題MAX 5G ALL STARパック	Netflixサービス
	TELASA（見放題プラン）
	Apple Musicキャリアメンバーシップ
	YouTube Premiumアラカルト
	DAZN（月間プラン）
	GeForce NOW Powered by au
データMAX 5G ALL STARパック	Netflixサービス
	TELASA（見放題プラン）
	Apple Musicキャ

	リアメンバーシップ
	YouTube Premium アラカルト
備考 対象サービスは、それぞれ次表の右欄の者（以下この（5）において対象サービス提供者といたします。）が提供するサービスをいたします。	
Amazonプライム（月間プラン）	Amazonジャパン合同会社
TELASA（見放題プラン）	TELASA株式会社
Netflixサービス	Netflix株式会社
DAZN（月間プラン）	DAZN Limited
Paraviベーシックプラン	株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン
FODプレミアム	株式会社フジテレビジョン
Apple Musicキャリアメンバーシップ	当社及びKDDI株式会社
YouTube Premiumアラカルト	当社及びKDDI株式会社
GeForce NOW Powered by au	当社及びKDDI株式会社

(2) 割引額

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
Amazonプライム（月間プラン）	454 円(500 円)
TELASA（見放題プラン）	562 円(618.2 円)
Netflixサービス	900 円(990 円)
DAZN（月間プラン）	2,728 円(3,000 円)
Paraviベーシックプラン	924 円(1,017 円)
FODプレミアム	888 円(976.8 円)
Apple Musicキャリアメンバーシップ	982 円(1,080 円)
YouTube Premiumアラカルト	1,073 円(1,180 円)
GeForce NOW Powered by au	1,800 円(1,980 円)

イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といたします。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

エ アの表に定める対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、その対象サービス

	<p>の欄に定める割引額を日割りします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、その対象サービスに対応する対象5Gデータ定額の適用を受けていない場合、その料金月については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。</p> <p>カ 次表に定めるもの以外の対象5Gデータ定額に係るオの取扱い（TELASA（見放題プラン）又はNetflixサービスに係るものに限ります。）は、オ中「その料金月の末日」を「対象サービス提供者が定める、対象サービスに係る月額料金の課金日とされる日」に読み替えて適用します。</p> <table border="1" data-bbox="494 571 1449 734"> <tr> <td>使い放題MAX 5G with Amazonプライム、使い放題MAX 5G テレビパック、データMAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G テレビパック</td> </tr> </table> <p>キ オ又はカの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。</p> <p>ク オからキの規定のほか、次表の左欄の対象5Gデータ定額の適用を受けている契約者回線に係るauIDが当社のID利用規約に基づき統合されている場合、その5G契約が代表契約（当社のID利用規約に定める代表契約をいいます。以下この欄において同じとします。）として設定されていない場合、本割引（それぞれ同表の右欄に定める対象サービスに限ります。）を適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="494 1191 1449 1482"> <tr> <td>使い放題MAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G with Amazonプライム</td> <td>TELASA（見放題プラン）</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 5G AL STARパック</td> <td>GeForce NOW Powered by au</td> </tr> </table> <p>ケ 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、クまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。</p> <p>コ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>サ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。</p>	使い放題MAX 5G with Amazonプライム、使い放題MAX 5G テレビパック、データMAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G テレビパック	使い放題MAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G with Amazonプライム	TELASA（見放題プラン）	使い放題MAX 5G AL STARパック	GeForce NOW Powered by au
使い放題MAX 5G with Amazonプライム、使い放題MAX 5G テレビパック、データMAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G テレビパック						
使い放題MAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G with Amazonプライム	TELASA（見放題プラン）					
使い放題MAX 5G AL STARパック	GeForce NOW Powered by au					
(5)の2 5Gデュアルに係る特定	<p>ア 当社は、5Gデータ定額の取扱い（以下この欄において「対象プラン」といいます。）の適用を受けている5Gデュアルの契</p>					

<p>サービスを条件とする割引の適用</p>	<p>約者回線（次表に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u（5 G）通信サービスの料金（以下、この欄において「a u 利用料金」といいます。）から次表に定める額（以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。）を割引きます。</p> <p>この場合において、a u 利用料金が割引額に満たない場合は、割引額から a u 利用料金を差し引いた額を、a u 利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="494 566 1452 689"> <thead> <tr> <th data-bbox="494 566 1173 607">対象サービス</th> <th data-bbox="1173 566 1452 607">割引額</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1173 607 1452 651">税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="494 651 1173 689">D A Z N（月間プラン）</td> <td data-bbox="1173 651 1452 689">100 円(110 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 対象サービスは、次表の右欄の者（以下この（5）の2において対象サービス提供者といいます。）が提供するサービスをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="494 819 1452 864"> <tr> <td data-bbox="494 819 970 864">D A Z N（月間プラン）</td> <td data-bbox="970 819 1452 864">D A Z N L i m i t e d</td> </tr> </table> <p>イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、割引額を日割りします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、料金月の末日において対象プランの適用を受けていない場合、その料金月については、本割引を適用しません。</p> <p>カ オの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引を適用しません。</p> <p>キ 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、カまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。</p> <p>ク 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、K D D I 株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ケ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。</p>	対象サービス	割引額		税抜額(税込額)	D A Z N（月間プラン）	100 円(110 円)	D A Z N（月間プラン）	D A Z N L i m i t e d
対象サービス	割引額								
	税抜額(税込額)								
D A Z N（月間プラン）	100 円(110 円)								
D A Z N（月間プラン）	D A Z N L i m i t e d								
<p>(6) 5 Gサービスの契約者回線に係るデータ通信利用の制限</p>	<p>ア 当社は、5 Gサービスの契約者回線との間のデータ通信（データMAX定額の適用を受けている場合は、海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したものに限ります。ただし、その契約者回線について、データMAX定</p>								

額に対応した端末設備（所定の技術的条件に合致するものに限ります。）と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、（８）、（９）及び（１０）において同じとします。）について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、（８）に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、（９）に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは（１０）に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合は、この限りではありません。

（ア） 次表に定める種類の５Gデータ定額又は基本使用料の料金種別の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
使い放題MAX 5G、データMAX 5G	32,212,254,720バイト (30ギガバイト)
使い放題MAX 5G with Amazonプライム、使い放題MAX 5G Netflixパック、使い放題MAX 5G Netflixパック(P)、使い放題MAX 5G DAZNパック、データMAX 5G with Amazonプライム、データMAX 5G Netflixパック、データMAX 5G Netflixパック(P)	64,424,509,440バイト (60ギガバイト)
使い放題MAX 5G テレビパック、データMAX 5G テレビパック	75,161,927,680バイト (70ギガバイト)
使い放題MAX 5G ALL STARパック、データMAX 5G ALL STARパック	85,899,345,920バイト (80ギガバイト)
タブレットプランライト 5G	1,073,741,824バイト (1ギガバイト)
ホームルータープラン 5G	32,212,254,720バイト (30ギガバイト)
モバイルルータープラン 5G	16,106,127,360バイト (15ギガバイト)
ルーターフラットプラン80(5G)	85,899,345,920バイト (80ギガバイト)

（イ） ピタット定額の適用を受けているもの

総量速度規制データ量

	<p>(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に3,221,225,472バイト（3ギガバイト）を加算した値</p> <p>イ 料金月の起算日以外の日、5Gサービスの種類の変更、基本使用料の料金種別の変更、5Gデータ定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくはその種類の変更又は契約移行その他5Gサービスの料金に係る取扱いの変更等があった場合（その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。）、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。</p> <p>ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ピタット定額の総量速度規制データ量については、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）とします。</p> <p>ウ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、イの規定によりピタット定額の適用の廃止（契約移行と同時に行われたLTE約款に定める特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。）があった場合、イの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、ピタット定額の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、次表に定める値を加算した値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。</p> <p>ピタット定額の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(4)のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768バイト（7ギガバイト）とします。）から、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値</p> <p>エ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(6)の2 データ通信総量速度規制の適用除外</p>	<p>ア 当社は、5Gシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5G又はモバイルルータープラン 5Gのものに限ります。）との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、別表1（オプション機能）第17欄に規定するスタンダードモードを選択して行われるデータ通信に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、(6)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱いを行います。</p> <p>イ 当社は、ホームルータープラン 5G又はモバイルルータープラン 5Gの適用を受けている間、アに定める取扱いを適用します。</p>

<p>(7) 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</p>	<p>ア 当社は、5Gシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン 80（5G）のものに限ります。）について、第52条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、当社又は特定MNOの電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、au（5G）通信サービスの円滑な提供のために、5Gシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン 80（5G）のものに限ります。）について、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>ウ ア及びイの規定によるほか、当社は、5Gシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン 80（5G）であって、第1（基本使用料等）1（適用）(19)の判定用回線若しくは固定代替回線として指定されているもの又は(19)の2の適用を受けているものに限ります。）について、他の契約者回線に比し、第52条第1項第6号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。</p> <p>エ 当社は、5Gデュアルの契約者回線（データMAX定額のものに限ります。）については、第52条の規定を適用するほか、当社所定のサービスの利用に際し、データ通信の伝送速度を制限します。</p>								
<p>(8) データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い（エクストラオプション）</p>	<p>ア 当社は、5G契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が(6)のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量速度規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="486 1400 1452 1523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ通信料</td> <td>2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに</td> <td>税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又はに応じて算定します。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、5Gサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。）であって、(10)の適用を受けていないもの限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="486 1814 1452 1937"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン 80（5G）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p>	区分	単位	料金額	データ通信料	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに	税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)	基本使用料の料金種別	ホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン 80（5G）
区分	単位	料金額							
データ通信料	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに	税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)							
基本使用料の料金種別									
ホームルータープラン 5G、モバイルルータープラン 5G、ルーターフラットプラン 80（5G）									

オ 本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。

ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) 5G契約の解除があったとき（契約移行による場合は、その契約移行と同時にエクストラオプション対象外プラン（それを選択することにより、LTE約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を廃止することとなるLTEサービスの基本使用料の料金種別等をいいます。）を選択したときに限ります。）。

(ウ) ウの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

キ カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
2 カの(ア)又は(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。

ク 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(9) 総量速度規制  
データ量の繰越  
適用  
(データくりこし)

ア 当社は、その料金月における5Gサービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたとき、総量速度規制データ量を超える部分（以下「超過データ量」といいます。）が、前月からの繰越データ量（前料金月において、ウの規定により算出されたデータ量をいいます。以下同じとします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。

イ アに定める取扱い（以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。）は、次の全てを満たす5Gサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。

	<p>(ア) (10)に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。</p> <p>(イ) タブレットプランライト 5Gの基本使用料の料金種別の適用を受けていること。</p> <p>(ウ) (12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全ての電気通信回線について、(ア)及び(イ)の規定(LTE約款又はKDDI株式会社の5G約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)に該当すること。</p> <p>ウ 繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は0とします。</p> <p>(ア) その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たしていないとき(その料金月の末日に、イの全ての規定を満たすこととなったときを含みます。)</p> <p>(イ) その料金月の末日において、5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ウ) その料金月において、5Gデータ定額の取扱いの適用の申込みがあったとき(その申込み後、その料金月の末日に、タブレットプランライト 5Gの適用の申込みがあったときを含みます。)</p> <p>(エ) その他当社が別に定める事由に該当するとき。</p> <p>オ エまでの規定によるほか、次表に定める変更前プランから変更後プランへの変更等(基本使用料の料金種別の変更又は契約移行をいいます。以下このオにおいて同じとします。)があった場合であって、その変更等があった日を含む料金月の変更後プランの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたときは、その超過データ量が、この約款又は当社のLTE約款に定める前月からの繰越データ量(変更前プランについて、この約款又は当社のLTE約款に定める総量速度規制データ量の繰越適用を適用した場合は、そのデータ量を差し引いた値とします。)を超えるまでの間、その変更後プランの契約者回線について、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 1641 1439 1854"> <tr> <td data-bbox="491 1641 742 1727">変更前プラン</td> <td data-bbox="742 1641 1439 1727">イの(イ)又はそれに相当する当社のLTE約款の規定に定める基本使用料の料金種別等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1727 742 1854">変更後プラン</td> <td data-bbox="742 1727 1439 1854">データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの</td> </tr> </table> <p>カ ピタット定額の適用を受けている契約者回線((4)のオに定める取扱いを受けたものに限り、)については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。</p>	変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社のLTE約款の規定に定める基本使用料の料金種別等	変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの
変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社のLTE約款の規定に定める基本使用料の料金種別等				
変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの				
(10) データ通信利	ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越				

用の制限の一時解除に係る取扱い  
(データチャージオプション)

データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分(以下「超過データ量Ⅱ」といいます。)が、キの規定により登録した購入データ量(その料金月以前にこの(10)に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量(以下「購入残データ量」といいます。)とします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。

イ ピタット定額の適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い(以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。)を行います。

ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たす5Gサービスの契約者回線に限り、選択することができます。

(ア) 5Gデータ定額の取扱い又は基本使用料の料金種別がタブレットプランライト 5Gであるもの

(イ) 5G NET機能機能又は5G NET for DATA機能の提供を受けているもの。

エ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。

カ エの申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。

(ア) 5Gデータ定額の取扱いの適用の申込みがあったとき。

(イ) タブレットプランライト 5Gの選択又は同料金種別への変更があったとき。

キ 5G契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日

タイプⅢ	1, 610, 612, 736 バイト (1.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅣ	3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)	62 日
タイプⅤ	5, 368, 709, 120 バイト (5 ギガバイト)	62 日

(イ) 開始条件

区分	内容
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はコに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。
コースⅢ	その登録が完了した時点。

ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録、当社所定のカードによる購入データ量の登録又はピタット定額の適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

ケ 削除

コ ア及びイの規定によるほか、当社は、5G契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。

サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

(ア) 登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は(4)のオの取扱いが行われたとき。

(イ) ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録（超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超える前に行ったものに限ります。）があったとき。

種類	単位	データ通信料
		税抜額(税込額)
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガバイト とに	550 円(605 円)
タイプⅡ	購入データ量 1 ギガバイトご とに	1, 000 円(1, 100 円)
タイプⅢ	購入データ量 1.5 ギガバイト	1, 500 円(1, 650 円)

	ごとに	
タイプⅣ	購入データ量3ギガバイトごとに	3,000円(3,300円)
タイプⅤ	購入データ量5ギガバイトごとに	5,000円(5,500円)
	<p>シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います。</p> <p>ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。</p> <p>セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。  (ア) 5G契約の解除があったとき。  (イ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。  (ウ) ウの規定に反することとなったとき。</p> <p>ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。</p> <p>タ (4)のウの規定により、ピタット定額の定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。</p> <p>チ 当社は、その契約者回線について、(13)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。  この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ツ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、KDDI株式会社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプⅡ又はタイプⅧに係るものに限ります。)又は中部テレコミュニケーション株式会社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプⅠに係るものに限ります。)への通信を行うことはできません。</p> <p>テ データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(10)の2 海外定額対象回線に係る	<p>ア 当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信(海外定額対象利用に係るものに限ります。)に係る課金対象データの総情報</p>	

<p>海外定額対象利用の制限</p>	<p>量が、次表の左欄に定める算定対象時間区分において同表の右欄に定めるデータ量を超えたことを当社が確認した場合、超過を確認した算定時間区分の残りの時間が経過するまでの間、その海外定額対象回線との間のデータ通信（超過を確認した海外定額対象利用に係るものに限ります。）の伝送速度を最高 1 Mbit/s に制限する取扱い（以下「海外定額対象利用速度規制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 の海外定額対象利用ごとに</p> <table border="1" data-bbox="491 481 1460 694"> <thead> <tr> <th>算定時間区分</th> <th>データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して 24 時間ごと</td> <td>3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る算定時間区分は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 海外定額対象利用速度規制は、(9)に定める総量速度規制データ量の繰越適用又は(10)に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合であっても適用します。</p> <p>エ 海外定額対象利用速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	算定時間区分	データ量	海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して 24 時間ごと	3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)						
算定時間区分	データ量										
海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して 24 時間ごと	3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)										
<p>(11) 5Gサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>5Gデュアルの契約者回線（5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）又は5Gシングルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p>										
<p>(12) 共有回線群に係るデータ量共有適用（データシェア）</p>	<p>ア 共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「本共有適用」といいます。）とは、データ量共有回線群（ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等（次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等（次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）にそれぞれ読み替えて、小容量利用割引、ピタット定額、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1814 1460 2027"> <thead> <tr> <th>総量速度規制データ量等</th> <th>共有総量速度規制データ量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計課金対象データ量</td> <td>共有累計課金対象データ量</td> </tr> <tr> <td>総量速度規制データ量</td> <td>共有総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td>総量速度規制残データ量</td> <td>共有総量速度規制残データ量</td> </tr> <tr> <td>超過データ量</td> <td>共有超過データ量</td> </tr> </tbody> </table>	総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等	累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量	総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量	総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量	超過データ量	共有超過データ量
総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等										
累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量										
総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量										
総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量										
超過データ量	共有超過データ量										

前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量
繰越残データ量	共有繰越残データ量
超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ
購入データ量	共有購入データ量
購入残データ量	共有購入残データ量
<p>イ アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。</p>	
共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
<p>備考</p> <p>1 そのデータ量共有回線群に段階定額制（この約款若しくはKDDI株式会社の5G約款に定めるピタット定額又は当社若しくはKDDI株式会社のLTE約款に定める特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱをいいます。以下この(12)において同じとします。）の適用を受けている契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線（以下この(12)において「段階定額制適用回線」といいます。）が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。</p>	
<p>そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約</p>	

者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量

2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合（(4)のオ又は当社のLTE約款、KDDI株式会社の5G約款若しくはLTE約款に定める段階定額制に係るこれに相当する規定（以下この(12)において「相当規定」といいます。）に定める取扱いを受けた場合に限り、共有前月からの繰越データ量を0とします。

3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(4)のオ又は相当規定により、段階定額制の定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。

ウ データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線、当社のLTE約款若しくはKDDI株式会社の5G約款若しくはLTE約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択するLTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。

エ 本共有適用は、5Gサービスの契約者回線（データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限り、選択することができます。

オ 本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ5Gデュアル、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに係るものに限り、）の数が2以上となるとき。

(イ) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ5Gシングル、第3種LTEデュアル、LTEシングル及びLTEデータプリペイドに係るものに限り、）の数が6以上となるとき。

(ウ) その契約者回線に係るauIDが、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なるとき。

(エ) その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと同一のauIDの契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となる

とき。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。

ク 本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ケ 当社は、a u 約款に定めるところにより、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利用可能期間（L T E 約款に定めるL T E データプリペイドに係るものをいいます。以下同じとします。）のうち、最長のものを、そのデータ共有回線（5 G サービス又はL T E サービスに係るものに限ります。）に係る解除有効期間として取り扱います。

(ア) その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。

(イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。

(ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量速度規制の一時解除に係る購入データ量の登録があり、その登録に係るデータ総量速度規制の一時解除が行われたとき。

(エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたとき。

コ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

(ア) 5 G サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5 G サービスの利用の一時休止があったとき

(エ) 5 G 契約の解除があったとき。

(オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。

(カ) その契約者回線に係る a u I D が、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、L T E 契約者回線又は他網契約者回線に係る a u I D と異なることとなったとき。

サ コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本共有適用
1 2 以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。

	<p>2 コの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。</p> <p>その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。</p> <p>シ ア及びイの規定にかかわらず、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします。</p> <p>ス コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。</p> <p>ただし、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(4)又は相当規定に定めるところによります。</p> <p>セ スの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が0となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。</p> <p>ソ 本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(13) データ証票に係る取扱い (データプレゼント)</p>	<p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。</p> <p>イ 5Gデュアルの契約者回線（データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を受けることができます。</p> <p>(ア) データ証票を購入し、それを他の契約者回線等（その契約者回線に係る a u I D と異なる a u I D の契約者回線、L T E 契約者回線又は K D D I 株式会社 の他網契約者回線であって、5Gサービス又はL T E サービス（それぞれの5G約款又はL T E 契約約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）若しくはL T E データプリペイドに係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者に譲渡すること。</p> <p>(イ) 当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。</p> <p>(ウ) 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲</p>

	<p>渡すること。</p> <p>ウ 購入残データ量（共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとします。）が 16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又は K D D I 株式会社が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(14) データ通信料の減免	<p>a u (5 G) 通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（5 G N E T 機能又は 5 G N E T f o r D A T A 機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。</p>

## 2 料金額

### 2-1 5Gサービスに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

## 第4 削除

## 第5 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第60条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																									
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料</td> <td>5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約が契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auICカード発行手数料</td> <td>auICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auICカード再発行手数料</td> <td>auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>eSIM発行手数料</td> <td>eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料</td> </tr> <tr> <td>eSIM再発行手数料</td> <td>eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>料金取扱い変更手数料</td> <td>5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>5Gサービス利用権利用権譲渡手数料</td> <td>5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ユーザグループ登録手数料</td> <td>別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	契約事務手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約が契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auICカード発行手数料	auICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	eSIM発行手数料	eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	eSIM再発行手数料	eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	料金取扱い変更手数料	5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	5Gサービス利用権利用権譲渡手数料	5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区分	内容																							
	契約事務手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	契約移行手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約が契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	auICカード発行手数料	auICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
	eSIM発行手数料	eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料																							
	eSIM再発行手数料	eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																							
料金取扱い変更手数料	5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																								
5Gサービス利用権利用権譲渡手数料	5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																								
ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																								

	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア 契約者は、その5G契約の申込みが、契約変更、契約移行若しくは番号移行に係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>イ その5G契約（基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン 5G又はルーターフラットプラン 80のものに限ります。）の申込みが、第1（基本使用料等）1（適用）(19)の2の適用を受けることとなる固定代替回線としての指定と同時に行われたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p>	
(3) 番号登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p> <p>イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合は番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円(税込額1,870円)とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合、又は第12条（5Gサービスの利用の一時中断）第2項に規定により一時休止を行うため若しくは一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</p>	
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p>	
(5) 契約移行手数料の適用	<p>契約移行手数料は、5Gサービスの種類の変更（端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。）を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払いを要しません。</p>	
(6) au ICカード発行手数料及びeSIM発行手数料の適用	<p>au ICカード発行手数料及びeSIM発行手数料は、5G契約の申込みがあった場合又は端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その支払いを要しません。</p>	

(7) 料金取扱い変更手数料の適用	料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める申出等を行い、承諾を受けた回数合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。
(8) 5サービス利用権譲渡手数料の適用	ア 5サービス利用権譲渡手数料は、その5Gサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ 5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合の5Gサービス利用権LTEサービス利用権の譲渡については、5Gサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。
(9) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1(オプション機能)に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2(料金額)に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。
(10) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア 2(料金額)に規定する内線番号登録手数料(その契約者回線に係るものに限り)及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 別表1(オプション機能)9欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号(電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限り)の登録について、2(料金額)に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。
(11) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID登録手数料の適用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(12) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

## 2 料金額

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円(3,300円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000円(2,200円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500円(1,650円)

a u I Cカード発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円)
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円)
e S I M発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円) 400 円 (440 円)
e S I M再発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円) 400 円 (440 円)
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円 (1,100 円)
5 Gサービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円 (2,970 円)
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円 (11,000 円)
内線番号登録手数料 (1) その契約者回線に係るもの (2) 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに 1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円 (1,100 円) 300 円 (330 円)
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円 (1,100 円)
ログイン I D登録手数料	1 のログイン I Dの登録ごとに	1,000 円 (1,100 円)

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

## 第6 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第61条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 5G契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア） その料金月の末日にその5G契約の解除があったとき。 （イ） そのau（5G）通信サービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

### 2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注） ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。  
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

## 第7 電話リレーサービス料

### 1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第61条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	ア 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 5G契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。 ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア） その料金月の末日にその5G契約の解除があったとき。 （イ） そのau（5G）通信サービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

### 2 料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注） 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

## 第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300 円(税込額 330 円)

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書の発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信明細書発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス（p o v o 1.0 約款に定めるp o v o 1.0 通信サービス、p o v o 2.0 約款に定めるp o v o 2.0 通信サービス及びUQm I 約款に定めるUQm o b i l e 通信サービスを除きます。）に係る電気通信回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下同じとします。）を構成する電気通信回線（a u 約款又はUQm II 約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、その一括請求グループに係る5G契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる1の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の5G契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u 一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u 一括請求グループについても、5G契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa u 一括請求グループにおいて、その料金月に通信明細書の発行の取扱いを受けている電気通信回線の数が50未滿となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)
料金額			
税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)			
(2) 通信明細書発行手数料の取扱い	<p>5G契約者は、当社が別に定める方法により専用のWEBサイト上で閲覧する通信明細書の発行の請求を行ったときは、通信明細書発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区分	単位	料金額
----	----	-----

通信明細書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)
------------	-------------------	--------------------------

## 第 2 分計請求書発行手数料

### 1 適用

分計請求書発行手数料の適用については、別記 2 (2) の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る分計請求書発行手数料の取扱い	<p>当社は、a u 一括請求グループを構成する電気通信回線 (a u 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているものに限ります。) の数が 50 以上であるものについて、その a u 一括請求グループに係る 5 G 契約者から請求があったときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 5, 000 円 (税込額 5, 500 円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる 1 の電気通信回線 (以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。) を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の 5 G 契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引 I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する a u 一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全ての a u 一括請求グループについても 5 G 契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けている a u 一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている電気通信回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	税抜額 5, 000 円 (税込額 5, 500 円)
料金額			
税抜額 5, 000 円 (税込額 5, 500 円)			

## 2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

## 第 3 支払証明書等発行手数料

### 1 適用

支払証明書等発行手数料の適用については、別記 2 (1) の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等発行手数料の適用	
支払証明書等発行	当社は、2 (料金額) の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の

手数料の適用除外 又は減額適用	態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。
--------------------	---

## 2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

## 第4 利用料金証明書発行手数料

### 1 適用

利用料金証明書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書発行手数料の適用	
利用料金証明書発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

## 2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

## 第5 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

## 第6 払込取扱票発行等手数料

### 1 適用

払込取扱票発行等手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票発行等手数料の適用	
払込取扱票発行等手数料の適用	<p>LTE契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2(料金額)の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>(1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。</p> <p>(2) 第2(通話料)1(適用)(13)の適用を受けているとき。</p>

	(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。
--	---------------------------

## 2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

## 第7 窓口取扱等手数料

### 1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

## 第8 空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

## 第9 料金安心サービスに関する料金

### 1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス (限度額設定コースに限ります。)に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金については、その料金月において、別記2(11)に定める概算額が限度額を超えず別記2(11)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求がLTE契約(そのLTE契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス(以下この欄において「LTE料金安心サービス」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時にされたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、LTE料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後のLTE契約者回線について、LTE料金安心サービス</p>

	<p>の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社のLTE約款の規定（ウに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>
--	---

## 2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	1 契約ごとに月額	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

## 第 10 番号移行手数料

### 1 適用

番号移行手数料の適用については、別記 2 (12) の規定によるほか、次のとおりとします。

番号移行手数料の適用	
(1) 番号移行手数料の適用	<p>契約者は、その 5G 契約の解除に伴い、番号移行（別記 2 (12) に定めるものをいいます。以下同じとします。）を希望する旨の申出を行う場合、2（料金額）に定め番号移行手数料の支払いを要します。</p>
(2) 番号移行手数料の適用除外	<p>当社は、(1) の規定にかかわらず、au（5G）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。</p>

## 2 料金額

区分	単位	料金額
番号移行手数料	1 の請求ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)

## 第 11 情報保管サービス利用料

### 1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記 2 (19) の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	<p>当社は、料金月の起算日以外の日、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>
-----------------	--

## 2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)

## 第 12 au スマートサポート接続サービス利用料

1 適用

a uスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) a uスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、その5G契約者について、当社の「a uスマートサポート会員利用規約」に定めるa uスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「a uスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのa uスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「a uスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ a uスマートサポート接続サービス（別記2(20)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けている5G契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。</p> <p>エ 当社は、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始が、LTE契約（そのLTE契約者がa uスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のa uスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、a uスマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのLTE契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のa uスマートサポート接続サービス利用料については、当社のLTE約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	料金額	税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)
料金額			
税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)			
(2) a uスマートサポート接続サービス利	<p>5G契約者は、a uスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、そのa uスマートサポート会員契</p>		

用料の減額適用	約締結日を含む料金月について、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
	<p style="text-align: center;">適用条件</p> <p>ア その5 Gサービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。  イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。  ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。</p>

## 2 料金額

区分	単位	料金額
a uスマートサポート接続サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 380 円 (税込額 418 円)